

●標準報酬とは

給与等から控除される掛金等の金額の算定や、傷病手当金や育児休業手当金等の休業給付や年金支給額を計算する際の基準となるのが、「標準報酬」です。

組合員の方には、それぞれの実際の報酬に基づき「標準報酬」が決定されています。

●標準報酬の主な決定（改定）方法

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 資格取得時決定 | 原則、組合員資格を取得したときに実施 |
| ② 定 時 決 定 | 毎年、4月から6月までの報酬に基づき9月に実施 |
| ③ 随 時 改 定 | 固定給に変動があった際に実施 |

※申出によるその他の決定方法や、決定・改定方法の詳細な内容について、詳しく知りたい場合は「教職員のための共済のしおり令和5年3月改訂版」P.14 をご覧ください。

◆ 教職員のための
共済のしおり
令和5年3月改訂版



①資格取得時決定の考え方

新たに組合員としての「資格を取得した日現在の報酬の額」をもとに、標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬を決定します。

②定時決定の考え方

4月、5月、6月の3か月間に支給された報酬（※）の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬を決定します。

●対象となる方

毎年7月1日に組合員である方（休業、退職中の方を含みます。）

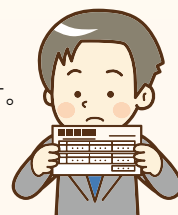
ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

③随時改定の考え方

基本給や扶養手当等の固定的給与の額が変動したときに、以後3か月間の報酬（※）の平均額を「報酬月額」とし、従前の標準報酬と2等級以上の差がある場合、4か月目以後の標準報酬を改定します。

- (※)
- ・ 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など労働の対償として受けるすべてのものになります。
 - ・ 通勤手当が複数月分まとめて支給される場合は、1か月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算します。
 - ・ 3月の勤務実績に基づく諸手当が4月に支給されている場合は4月の報酬に含まれます。



例 令和5年4月1日に資格取得した方の定時決定と随時改定のモデル

		令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月
固定給	基本給	280,000	280,000	280,000	280,000
	扶養手当	6,500	6,500	6,500	6,500
	住居手当	0	0	0	0
	通勤手当	2,000	2,000	2,000	2,000
非固定給	時間外勤務手当	0	0	0	0
報酬総額		288,500	288,500	288,500	288,500

令和5年4月1日
資格取得時決定
報酬月額 288,500

標準報酬 短期第21級 月額 280,000円

		令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月
固定給	基本給	280,000	280,000	280,000	280,000
	扶養手当	6,500	6,500	6,500	6,500
	住居手当	0	↑28,000	28,000	28,000
	通勤手当	2,000	2,000	2,000	2,000
非固定給	時間外勤務手当	0	0	0	0
報酬総額		288,500	316,500	316,500	316,500

令和5年9月1日
定時決定
報酬月額 $(288,500 + 288,500 + 288,500) \div 3 = 288,500$

標準報酬 短期第21級 月額 280,000円

		令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
固定給	基本給	280,000	↑288,000	288,000	288,000
	扶養手当	6,500	6,500	6,500	6,500
	住居手当	28,000	28,000	28,000	28,000
	通勤手当	2,000	2,000	2,000	2,000
非固定給	時間外勤務手当	0	0	0	0
報酬総額		316,500	324,500	324,500	324,500

令和5年12月1日
随時改定 ※令和5年9月から住居手当が支給されたため
報酬月額 $(316,500 + 316,500 + 316,500) \div 3 = 316,500$

標準報酬 短期第23級 月額 320,000円

【参考】 標準報酬等級表（抜粋）

等級			報酬月額		標準報酬の月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険			
第1級	-	-	63,000円未満		58,000円
第2級	-	-	63,000円以上		73,000円未満
第3級	-	-	73,000円以上		83,000円未満
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
第21級	第18級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円

